

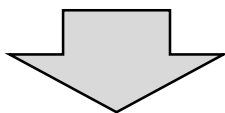
長浜市総合計画の策定に向けて

1 総合計画策定の根拠

地方公共団体の運営に関しその自由度の拡大を図るため、平成23年5月2日の地方自治法の改正により市町村基本構想の策定義務が廃止された。

【参考】地方自治法第2条第4項（改正前）

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。



総合計画策定の趣旨を整理

【長浜市における策定の趣旨および役割】

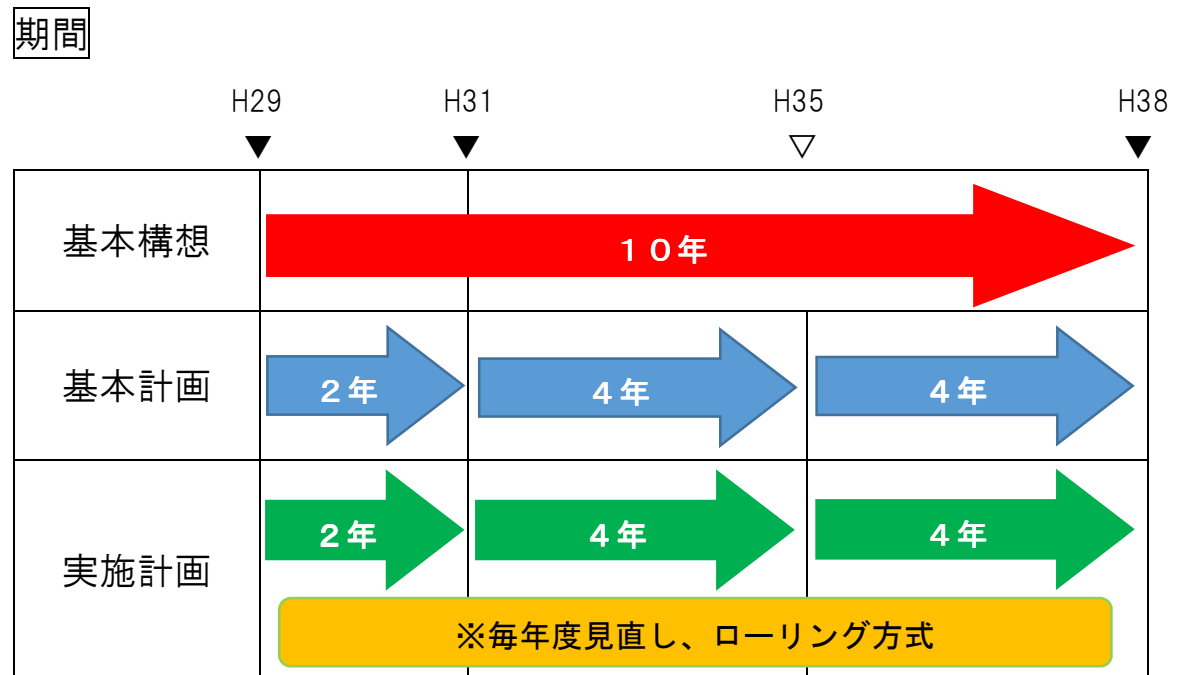
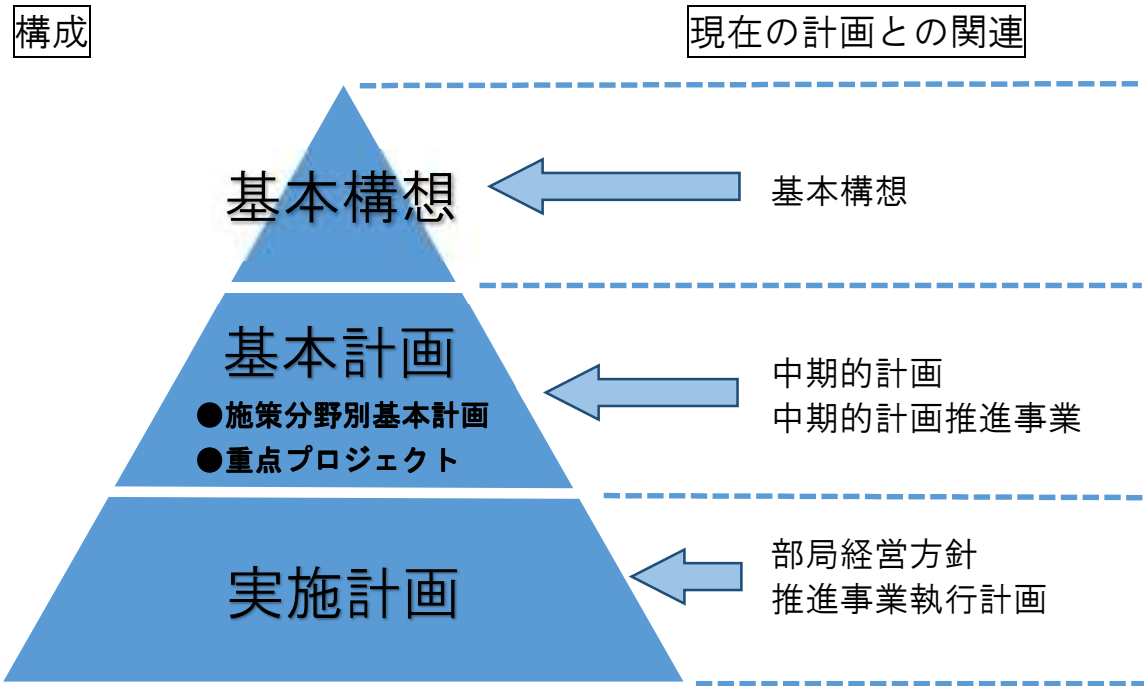
- ☆本市のまちづくりを進める上で、長期的な展望に立った目指すべき将来像を明らかにし、その実現に向けて、総合的かつ計画的に行政運営していくための指針とする。
- ☆市の最上位の計画として、市の施策全体を体系化して管理することで、各分野別計画の総合調整の役割を果たしながら、効果的に進捗管理を行う。
- ☆現行の「長浜市基本構想」および「中期的計画」の計画期間が平成28年度末をもって終了することから、これまでの基本構想に基づく成果を活かすとともに、魅力あるまちづくりを進展させるため、平成29年度を始期とする「長浜市総合計画」を策定する。
- ☆総合計画は、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、また、市民に対してもまちづくりの長期的な展望を示すものであることから、法的な義務づけがなくなっても、市民の代表である市議会の議決を求めるものとする。

【根拠】長浜市市民自治基本条例第15条第1項

総合的かつ計画的に市の業務を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画は、この条例の目的に沿って策定及び実施されるとともに、新たな行政需要に対応するため、市民参画のもと柔軟に不断の検討を加えるものとする。

2 総合計画の構成および期間

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3階層で構成する。



(1) 基本構想

現行の基本構想を基本としつつ、社会経済情勢の変化や、それに伴い新たに生じた行政課題等を踏まえ、内容の総点検を行ったうえで策定する。

【計画期間】

平成29年度から平成38年度までの10年間

【現状・課題等】

- ① 現行の基本構想は、平成23年度の改定時に合併基本計画および各地域の課題を反映した形で全面的に改訂を行っており、さらに、平成25年度には施策・各分野別の個別計画を体系的に整理した中期的計画を策定した。
- ② 平成23年度の改訂以降、東日本大震災の発生やこれに伴うエネルギー政策の転換、原子力防災対策の必要性の高まり、更には、急速な少子高齢化の進行や若年層の転出増加等に伴う人口の減少など、本市を取り巻く環境は大きく変化している。



【方向性】

- ① 基本構想改訂後に顕在化してきた社会経済情勢の変化や、それに伴い新たに発生した行政課題へ適確に対応していくため、基本構想を改定する。
- ② 改訂に当たっては、現行の基本構想および中期的計画の策定経緯を踏まえるとともに、市政運営の継続性ならびに一貫性を確保する観点から、現基本構想が掲げるまちづくりの基本的考え方を前提に、必要な見直しを加えることとする。

(2) 基本計画

基本構想の具現化を図るため、中期的計画を発展させた「施策分野別の基本計画」と、運用中の中期的計画推進事業を計画として位置付けるための「重点プロジェクト」とで構成する。

【計画期間】

4年間（ただし、第1期は2年間とする）

【現状・課題等】

- ① 基本構想を着実に実行する手段として、中期的計画および中期的計画推進事業が浸透しつつあるが、中期的計画推進事業は行政計画として位置付けられていない。



【方 向 性】

- ① 現在の計画体系を生かす形で「施策分野別の基本計画」と「重点プロジェクト」とで構成する基本計画を策定する。
- ② 「施策分野別の基本計画」は、当該分野の現状と課題を分析するとともに、それぞれの目指す姿や数値目標、主要な事業、関連する個別計画を掲げる。
- ③ 「重点プロジェクト」は、市長マニフェストのうち、市の施策として具現化するものをはじめ、計画期間内に重点的・優先的に取り組むべき施策とその方向性を設定し、関連する事業を優先的・先導的に実施する。

(3) 実施計画

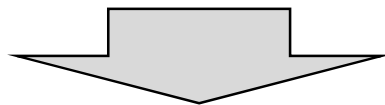
基本計画に掲げる目標を着実に達成するため、計画期間内における各事業の進捗管理を行うための実施計画を策定する。

【計画期間】

4年間（ただし、第1期は2年間とし、毎年度見直しのローリング方式）

【現状・課題等】

- ① 長浜市市民自治基本条例において、予算の執行計画の公表やPDCAサイクルに基づく能率的かつ効率的な市政運営に努めるよう規定されている。
- ② 現在は、部局経営方針および中期的計画執行計画においてその役割を担っているが、単年度での進捗管理にとどまっており、事業結果や評価が次年度以降の事業に反映されにくい環境にある。



【方 向 性】

- ① 現在の部局経営方針および中期的計画執行計画を廃止し、これに代わる実施計画とする。
- ② 実施計画は、分野別基本計画の各施策の中核をなす事業や、重点プロジェクト事業について、期間内における事業量や事業費、達成目標等を記載することとし、それを基に期間内の進捗管理と事業評価を行うこととする。